

ID: 82

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町地域交流館条例 第5条		
例 規 番 号	平成19年 条例第21号		
<p><b>【根拠条文】</b> (利用承認の取消し)                      第五条 町長は、前条第一項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>一 不正の手段により利用の承認を受けたとき。                      二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。                      三 前条第三項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。                      四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日